

ちほうばんずがらい どうにゆう 地方版図柄入りナンバープレート導入アンケート

「地方版図柄入りナンバープレート」は、“走る広告塔”として地域の風景や観光資源をデザインに取り入れることで、地域の魅力を全国に発信することを目的とした特別なナンバープレートです。

本県での導入に向け、図柄の候補や取り付け意向に関するアンケートを実施します。アンケートは、県内でお住まいの方ならどなたでもインターネットからご回答いただけますので、ご協力をお願いします。

回答期限:1月31日まで

問:地域振興課 ☎073-441-2426 FAX073-441-2377



せいかつ こま ごとそうだん 生活などのお困り事相談

仕事や住居などのことで悩んでいませんか。一人で抱えこまず、話をお聞かせください。支援員が解決に向けたお手伝いをします。

相談は無料で、ご家族など周りの方からの相談も受け付けます。

【相談内容例】

- ・生活に困っている
 - ・自分で就職活動ができない
 - ・家賃を払えない、住む場所がない
 - ・家族のことで悩んでいる
- など、幅広い相談に対応

【相談先】振興局健康福祉部(町村に在住の方)、福祉事務所(市に在住の方)

問:社会福祉課 ☎073-441-2473 FAX073-425-6560



まいつききんろうとうけいちょうさ 毎月勤労統計調査

雇用労働者の賃金や労働時間、雇用の変動を毎月調査しています。

調査結果は、失業給付金額や労災保険の給付額改定などの重要な基礎資料となります。

調査対象事業所を把握するため、調査員が1～2月にかけて次の地域の事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

対:和歌山市、橋本市、御坊市、田辺市、岩出市

問:調査統計課

☎073-441-2388 FAX073-441-2386



ちゅうしょうきぎょうたいしよくきんきょうさいせいど 中小企業退職金共済制度

中小企業のための退職金制度です。掛金は全額非課税で、国が掛金の一部を助成します。加入手続きや制度の詳細はお問い合わせください。

問:中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234 FAX03-5955-8211

中退共

ふせ 防ごう！インフルエンザ

インフルエンザが流行しています。こどもや高齢者、基礎疾患のある方が感染すると重症化することもあり、特に注意が必要です。日頃の予防対策を心がけ、健康な毎日を過ごしましょう。

●予防のポイント

せき ①咳エチケット

咳やくしゃみが出るときはマスクを着けましょう



②こまめな手洗い

外出からの帰宅時は必ず石鹸で手を洗いましょう



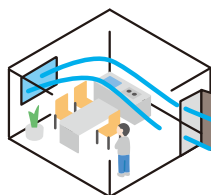
③湿度を保つ

室内では加湿器等を使用し、適切な湿度(50～60%)を保ちましょう



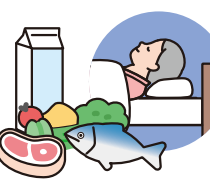
④こまめな換気

対角線上にあるドアや窓を2か所開けると効果的に換気できます



④健康管理

十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を心がけましょう



⑥ワクチン接種

発病率を下げたり、重症化を予防したりする効果が期待できます



●インフルエンザかな?と思ったら

発熱や咳など、インフルエンザと思われる症状があれば早めに医療機関を受診しましょう。

問:健康推進課 ☎073-441-2643 FAX073-428-2325

こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゆうしゃ けんしん がつ にち 後期高齢者医療制度加入者の健診は2月28日までに

高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防等のため、年1回の健康診査・歯科健康診査を実施しています。

健康に過ごすため、2月28日までに受診しましょう。

対:受診券が届いた方

問:県後期高齢者医療広域連合

☎073-428-6688 FAX073-428-6677

※健診場所は受診券と一緒に送付される実施医療機関一覧を要確認



しんりんしよゆうしゃ かた 森林所有者の方へ

①森林の立木の伐採には事前の許可・届出が必要です

森林所有者などが森林の立木を伐採するときは、事前に伐採の許可や届出の手続きが必要です。また、10,000㎡(太陽光発電を目的とする場合は5,000㎡)を超える面積の森林を開発するときは、県知事の許可が必要です。無許可や無届で立木を伐採した場合、罰金等の罰則が適用されることがあります。

②新たに森林の土地の所有者となった方は届出が必要です

森林の土地を新たに取得した方は、土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届出が必要です。(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要)

【相続により土地を取得した方へ】

令和6年4月から相続登記が義務化されています。詳しくは法務省WEBサイトをご確認ください。



①②共通

問:市町村、振興局林務課、林業振興課 ☎073-441-2993 FAX073-433-1037

森林整備課(①の開発許可に関すること) ☎073-441-2980 FAX073-432-5850



きゅうよしはらいほうこくしよ ていしゆつ 給与支払報告書の提出は

がつ ふつか
2月2日までに

1月1日現在、従業員に給与の支払いをする事業者で、所得税を源泉徴収する義務のある方は、従業員の住所地市町村に給与支払報告書を提出してください。eLTAXの利用が便利です。

問:従業員の住所地市町村



けんけつ 「はたちの献血」キャンペーン

～誰かの今をつないでいく。はたちの献血～

若年層の献血者が減少しています。冬期は特に献血者が少なくなります。あなたの血液で救える命があります。「はたち」の若者を中心に、皆さんの献血へのご理解とご協力をお願いします。

問:薬務課

☎073-441-2660

FAX073-433-7118



じんけんれんさい
人権連載
こころの
気づき

にんちしやう
認知症サポーターに
ついて

とく
長寿社会課

☎073-441-2521
FAX073-441-2523

和歌山県では全国よりも早く高齢化が進んでいます。また、2030年には高齢者の約3.3人に1人が認知症またはその予備軍(軽度認知障害(MCI))になると推計されています。

認知症は、さまざまな病気によって日常生活に支障が生じる程度に認知機能が低下した状態を言い、誰もがなり得る可能性があります。認知症の発症を遅らせ、発症しても希望を持って生活できるよう、社会全体で支え合うことが必要です。そのためには、認知症への偏見をなくし、正しい理解を深めることが不可欠です。

県や市町村では、認知症の方やそのご家族ができる範囲で手助けする「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。専用の講座を受講すれば誰でもサポーターになることができますので、詳しくは市町村や地域包括支援センターへお問い合わせください。

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを、みんなで進めていきましょう。